

令和3年第2回町議会臨時会会議の経過（4月27日）

議 長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和3年第2回山北町議会臨時会を開会いたします。（午後1時30分）

4月1日付で新課長が誕生されましたので、副町長より紹介をお願いいたします。

副町長。

副 町 長 皆様、貴重な時間をお借りしておりますけれども、4月の人事異動で新課長が2名誕生、それから、若干の町の幹部職員の異動もありましたので、紹介をさせていただきます。

最初に都市整備課長でございます。ちょっと都市整備課長は、荻野課長は変わらないんですけども、災害対策の関係で、責任者ということで参事職を。そして、新東名対策室長も兼務をお願いしました。ですので、長くなりましたけど、参事兼都市整備課長兼新東名対策室長ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、上下水道課長でございます。府川課長が定年を迎えたということで、農林課長から稲葉課長を異動して配置いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、福祉課長でございます。湯川課長が定年を迎えられましたので、尾崎課長を配置いたしました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、農林課長でございます。稲葉課長が異動に伴いまして、空席となったところに和田課長を配置いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 じゃあ、福祉課長、挨拶をお願いします。

福 祉 課 長 皆様こんにちは。4月1日より福祉課長を拝命いたしました尾崎雄一でございます。

本日はこのようなお時間をいただき、誠にありがとうございます。

議会の皆様の御指導も賜りながら、町の福祉行政、町民の福祉向上に全力で取り組んでまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 農林課長、お願いします。

農 林 課 長

令和3年4月1日付で農林課長を拝命いたしました和田です。どうぞよろしく願いいたします。

副町長より挨拶をしろと命じられましたので、少々時間をいただきたいと思えます。

初めて、このように挨拶をさせていただいておりますが、議員の皆様の中には、今まで直接お話をしたことがない方もいらっしゃると思いますので、僭越ながら自己紹介をさせていただきたいと思えます。

私の役場での略歴ですが、昨年度は財務課の所属で、主に公共財産、または施設の維持管理業務、入札などの契約業務、山北・共和・三保財産区の担当などをしておりました。その前は、企画政策課で土地利用計画や総合戦略の改定、そして第5次総合計画後期基本計画の策定などを担当しておりました。

このたび、このように自分の履歴を振り返ってみますと、通算17年間も総務や企画関係の業務に携わってきたことを再確認しました。そうしますと、和田が農林課長で大丈夫かと心配される方もいらっしゃるかもしれません。ですので、もう少し時間を遡らせていただきます。

私は、今から26年前の平成7年4月に新採用職員として、農林課の前身の産業観光課に配属され、農政の担当者になりました。そして当時、一部では農政の鬼と呼ばれていた上司に、お茶、ミカン、米、畜産など、山北町の農政の基本を叩き込まれました。あ、失礼しました。御指導いただきました。

また、その頃、町では国庫事業を活用して、ひだまりの里やぶなの湯、これらの建設、町内各地にあった荒茶工場の再編、農林道や用水の工事、こういうものを行っており、所管課の産業観光課は相当に忙しかったことを覚えております。しかしながら、その職場には活気があって、私もその中で農林業行政に関する様々な仕事を学ばせていただきました。

時代は移り、令和における山北町の農林業に関するキーワードといたしましては、獣害対策、環境対策、災害対策など、当時とは大きくさま変わりしております。私は農林課長として、いち早く役場で農林業に関して一番詳しい職員になり、常に地域の状況や最新の情報を把握し、職務に取り組んでまいりたいと思っております。

皆様、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

議 長 お二人の課長、よろしくお願いたします。

また本日、辻保険健康課長にあつては、入院療養のため、欠席の旨、町側から申出がありましたので、お知らせをさせていただきます。

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、こんにちは。本日は令和3年第2回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、令和3年度に入り一月が過ぎようとしておりますが、役場の体制につきましては、1名の職員が新たに参事職に、2名の職員が新たな課長職に就任するとともに、4名の新採用職員を迎え、心機一転、新年度をスタートしたところでございます。

町では、毎年、年度当初に各課の重点事業を適正かつ効率的に実施するために、各課ごとに主要事業推進会議を開催しており、今月、5日間にわたり、私と担当課長が顔と顔を突き合わせて議論を重ね、事業の推進方法の確認や課題の整理を行ったところでございます。

昨年は、新型コロナウイルスにより中止せざるを得ない事業もございましたが、本年度は、町の重点プロジェクトに位置づけられた事業の目的を達成するため、コロナ禍での取り組み方を検討した上で、役場職員一丸となって積極的に推進するとともに、解決しなければならない課題については、粘り強く立ち向かっていく所存でございますので、議員の皆様におかれましても、御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、先日、三保の駐在所に勤務されている相田警部補が荣誉ある県民の警察官に選ばれたとの吉報がございました。この賞は、県民の安全と平穏な生活を守るため、日々現場で活躍する警察官を顕彰するもので、相田警部補におかれましては、令和元年10月に遭難した登山者の捜索時に消防、救助隊などに的確な指示を出し、無事に登山者を救助するなど、これまでの山岳遭難事件への貢献が認められ、この県民の警察官という荣誉ある賞を受賞されました。

丹沢山塊の森林を有する本町において、日々、ハイカーなどの安全を守っていただき、心より感謝申し上げますとともに、これからの時期、多くのハイカーや観光客が訪れますので、引き続き、本町の治安維持に御尽力いただきたいと思っております。

さて、新型コロナワクチンの関係につきましては、先月31日に65歳以上の高齢者に対し接種券を送付するとともに、今月22日には、町の職員らによるワクチン接種のシミュレーションを実施したところです。

そして、新聞等で報道されておりますとおり、来月6日からコールセンターでの接種予約を開始する予定で準備を進めています。依然として、国からのワクチン供給量については不透明なところもございますが、町民の皆様が安全・安心に接種できるよう、足柄上郡5町で連携し、引き続き全力で取り組んでまいります。

一方、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、今月14日をもって、開幕まで100日となりました。先月25日に福島県を出発した聖火リレーは全国各地を巡回し、6月28日から30日にかけて神奈川県内を巡る予定となっております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観客の観戦方針など、いまだに不確定な部分も多く、組織委員会や県等から情報がなかなか降りてこない状況もありますが、関係自治体として、可能な限り機運醸成を図っていきたいと思っております。

さて、令和3年第2回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計の補正予算案件1件、契約案件1件、報告案件2件の合計4件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、ハザードマップの改定及び避難情報に関するガイドラインについて、外3件を御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 臨時会の議会運営について、本日午後1時より議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13 番 石 田 皆様こんにちは。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午後1時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和3年第2回臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、補正予算案件1件、契約案件1件及び報告案件が2件の計4案件であります。審議方法につきましては本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。なお、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号1番、瀬戸恵津子、議席番号7番、瀬戸伸二議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議 長 日程第1、報告第3号 専決処分の承認について。

山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第3号 専決処分の承認について。

山北町税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月27日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。

山北町税条例の一部を改正する条例について、地方自法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
町 民 税 務 課 長

町民税務課長。

それでは、報告第3号 山北町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、御説明申し上げます。

3枚目をお開きください。

山北町税条例の一部を改正する条例。

山北町税条例の一部を次のように改正する。初めに、今回の条例改正を専決処分とした経緯でございますが、令和3年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年3月26日に可決・成立し、3月31日に公布されました。これにより、町の税条例も所要の改正をする必要が生じ、このうち4月1日からの課税に係るものにつきましては緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分いたしましたので、ここで報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。

第28条の4第1号及び第2号でございますが、軽自動車税におきまして、新たな燃費基準の策定を踏まえた読替規定が追加されたことに伴い、内容は改正されたため、「同条第4項」の後に、「又は第5項」をそれぞれ追加するものです。

附則第7項では、固定資産税におきまして、現行の土地に係る負担調整措置が延長されたことに伴い、経過措置の期間を延長し継続するもので、見出しの「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中につきましては、「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」へ、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、それぞれ改めるものです。

附則第22項につきましては、自家用の軽自動車を購入する際の環境性能割

の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が延長されたことを受け、税率の軽減の適用期限を「令和3年12月31日」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2項、改正後の山北町税条例附則第7項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第3号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。

日程第2、報告第4号 専決処分の承認について。令和2年度山北町一般会計補正予算(第12号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第4号、専決処分の承認について。

令和2年度山北町一般会計補正予算(第12号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月27日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和2年度山北町一般会計補正予算（第12号）について、地方自法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。山北町長 湯川裕司。

2枚お開きください。

令和2年度山北町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度山北町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億9,872万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、令和2年度山北町一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴うものなどを地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款地方譲与税から23款法人事業税割交付金まで、補正額7,258万5,000円を増額するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

最初に歳入でございます。

2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金、8 款自動車取得税交付金、ここまでは全て確定に伴うものの補正でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

9 款の環境性能割交付金につきましても、額の確定による補正でございます。

11 款地方交付税につきましては、特別交付税の確定により補正をするものでございます。

12 款交通安全対策特別交付金についても、額の確定によるものでございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、各事業費の確定による補正でございます。

16 款県支出金、2 項県補助金につきましては、10 目市町村自治基盤強化総合補助金につきましては、事業費の確定や採択事業の確定により補助対象が増額となったものでございます。

11 目神奈川県市町村事務推進交付金、これにつきましては、事業費の確定や採択事業の確定によるものでございます。

23 款法人事業税交付金は、令和 2 年度に創設された交付金で、額が確定したために、ここで補正を計上するものでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費につきましては、1 億 5,000 万円の増額でございます。

基金管理事業の財政調整基金積立金については、今後のコロナウイルス対策などによる財源確保のため、5,000 万円を積み立てておくものでございます。

公共施設整備基金につきましては、今後、見込まれる洒水の滝遊歩道整備の償還などが始まることが予想されるため、1 億円を積み立てておくものでございます。

10 款災害復旧費については、令和 2 年度については大きな災害などがなか

ったため減額をするものでございます。

13款予備費については、6,845万1,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第4号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第4号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、報告第4号は原案どおり承認されました。

日程第3、議案第32号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第32号、令和3年度山北町一般会計補正予算(第1号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,214万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億5,114万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月27日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、ワクチン接種事業による増額で、歳入歳出それぞれ1億3,214万3,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第32号、令和3年度山北町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策などに伴う補正予算でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入につきましては、16款国庫支出金から22款諸収入まで、1億3,214万3,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続いて、事項別に御説明申し上げます。6、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、1,828万2,000円を増額でございます。集団接種業務委託などの国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、1,363万円の増額でございます。これは職員の時間外勤務手当やワクチンの輸送業務委託などの補助金でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、7,123万1,000円を増額でございます。詳細は歳出で御説明いたしますが、国の補正予算に伴うもので、コロナウイルス対策の補助金でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、11目財政調整基金繰入金は、国庫補助対象外の新型コロナウイルス支援策のため、900万円を繰り入れるものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は、2,000万円の増額でございます。こちらは令和元年の台風19号で被災した、岩流瀬堰の取水口の復旧費用で、東京電力の補償設備であるため、東京電力から負担をしてもらうものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は69万円の減額で、こちらは山北、岸、向原の連合自治会助成金の窓口を統一するために、次の町政連絡費で予算を組み替えるものでございます。

9目町政連絡費は、1,015万8,000円の増額でございます。新型コロナウイルスにより自治会活動が制限されているため、各連合自治会に対し、先ほどの一般管理費の組替え分も含めて、新たに助成をするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、778万3,000円の増額でございます。ワクチン接種などの職員の時間外勤務手当でございます。

2目予防費は、2,412万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、謝礼金241万3,000円については、予防接種健康被害調査委員会や責任医師、集団接種従事者、民生委員などに対する謝礼金でございます。

次の食糧費74万3,000円は、医師、看護師、薬剤師などの食事代、お茶代でございます。

次の印刷製本費5万2,000円は、集団接種案内通知用の封筒代でございます。被服費につきましては、予防衣20着の購入でございます。手数料につきましては、住所違いで個別接種を受けた人の国保連への代行手数料でございます。クリーニング代については、ビブスなどのクリーニング代でございます。ワクチン輸送業務委託料については、クール便での輸送を予定してございます。

次の庁用備品購入費36万2,000円については、アコーディオンスクリーンなどの購入でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種業務委託料は、大井町会場の集団接種の委託料でございます。

自動車借上料915万7,000円は、ワクチン接種者の移送用車両の借上代で、6台5か月分を予定しております。

10ページ、11ページをお開きください。

会計年度任用職員経費312万5,000円は、集団接種従事者やシミュレーション従事者の報酬、期末手当、費用弁償でございます。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費は、78万3,000円の増額でございます。

ぶなの湯改修工事については、小便器及び手洗い器を自動水洗化するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、4,140万円の増額ござ

います。

中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金、3,500万円につきましては、町の持続化助成金と減収率20%以上の事業者に対し、法人20万円、個人10万円を助成する持続化支援助成金でございます。

町商工会助成金、640万円については、商工会の年会費や健康診断費の助成、事業相談支援事業の助成及び非常勤職員配置経費の助成でございます。

3目観光費は、267万1,000円の増額でございます。

観光振興事業の消耗品38万9,000円は、イベント用などの消毒用防疫品の購入で、次の機器購入費96万4,000円については、ひだまりの里に空気清浄機の購入と、そのほかイベント用動画配信機器を購入する予定でございます。

町観光協会助成金131万8,000円は、ぶなの湯に空気清浄機などの購入助成と、観光協会に空気清浄機やインフォメーションモニターなどの購入を助成するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、2,237万7,000円の増額でございます。

12、13ページをお開きください。

給食事業の学校給食費補助金については、学校給食費を6か月分補助するものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症防止学習支援教育環境整備事業の副教材費等補助金は、小中学生に副教材費を支給するものでございます。

2項川村小学校費、2目教育振興費4万4,000円については、デジタル教科書のモデル事業として実施をするもので、指導者用のデジタル教科書を購入するものでございます。

6項社会教育費、4目生涯学習センター費400万円につきましては、生涯学習センターの多目的ホールの映像を視聴覚ホールで視聴できるようにするものと、さらにインターネットでも配信できるようにするものでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、2,000万円の増額でございます。用水等の災害復旧工事は、令和元年の台風19号で被災した、岩流瀬堰の取水口の復旧で、県西土木のほうから出穂期までに応急復旧をするよう指導があったため、東京電力と協議の結果、

復旧工事を行うものでございます。

13款予備費につきましては、51万2,000円を減額するものでございます。

14、15ページをお開きください。

給与費明細書でございます。職員の時間外勤務手当の増額や会計年度任用職員の増などにより変更となっております。後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第32号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 12番、富田です。

9ページの町政連絡費のこの連合自治会運営助成金というのは、一般管理費のほうの窓口統一のほうの金額を含めて、新たに助成するというものなんですけど、新たにどういった内容のものを助成するのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 去年、コロナによりまして、自治会のイベント、あるいは会議、様々なものがほとんどできなかったというようなことで、今年も、今春先においては、ほとんどができていないという状態で、このままできないで終わってしまうのでは、非常に自治会としても今後まずいのではないかということで、町のほうといたしましては、ぜひ、できるだけ縮小してでもやっていただきたい。

例えば、何かイベントをやるときに、準備とか片づけ、こういったときに非常に密になったり、様々なことがあるのではないかということで、そういうのを例えば業者委託したらどうだろうと。ほかにもいろいろなやり方が、インターネットを使って会議やるとか、いろんなやり方があると思います。そういったようなやり方は、それぞれ自治体ごとに考えていただくとして、とにかく、そういったような何らかの方法でイベントなり、そういったものを縮小してでもやっていただきたいということで、各六つの連合自治会のほうに、そういったような気持ちで、使い方については、六つの連合自治会で考えていただいて、そして、何とか自治会のコミュニケーションを継続していただきたいというような気持ちで予算計上させていただいたものでありま

す。

議 長 ほかにございませんか。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

13ページの生涯学習センター費、ライブ映像システム設置工事の件ですけれども、多目的ホールの映像を視聴覚室等で見れるようとか、インターネットで配信ということで先ほど話がありましたが、具体的にどの程度のカメラ台数とか、具体的なものをどのように、例えば利用者が使えるのかとか、具体的なことをもうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ライブ映像配信システムでございますが、これまで成人式なんかでも利用していたんですが、あれはイベントごとに人工をかけて、一生懸命配線して、1階から3階まで配線をして、ライブ映像が楽しめるようにしておりました。今後もそういうことが続くであろうということから、これを常設したいという思いで予算計上をさせていただいております。

申し訳ありません。カメラの解像度とか、そこら辺の細かい数字は存じ上げておりませんが、議場にもありますけど、壁にカメラを固定して、もうつけちゃいます。それをコントロール室で、ズームにしても向きにしてもコントロールをできると。そのコントロール室から常設で配線してある視聴覚ホール、そちらで常に見ることができる。

これらの作業については、今までホールの委託業者がやっていたんですが、これらの操作については、職員でもできるようなシステムを導入すると。あわせて、それだけではもったいないですので、外へライブ配信もできるようなシステム、パソコンを1台入れて、外へもライブ配信できるようなシステムを今は考えております。

11 番 堀 口 分かりました。

議 長 9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 児玉です。

今のちょっと関連なんですけど、例えば、今後予定されている行事というか、イベントというか、いろいろ何とか教室とかいろいろやっているかもしれま

せん。そういったものにも今後そのライブ配信であったり、インターネットの配信だったりといったところも考えられているのでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 1階の多目的ホールを使うイベントであれば、全て対象になるかと思っています。一般の方がお使いになる場合は、ちょっとこの後、料金等も定めなきゃいけないとは思っているんですが、取りあえず、町のほうの主催事業は全てが対象となるということです。

議 長 ほかに。

13番、石田照子議員。

13番石田 13番、石田でございます。

ページ数が13ページなんですけれども、学校給食の補助事業1,564万4,000円なんですけど、これ考え方を一つお伺いしたいんですけども、町独自の支援に対しては町負担ということでやっていると思うんですけども、これ令和2年10月から半年間補助をして、これがここで切れるので、また継続6か月するのかなというふうに思うんですけども、保護者のアンケートでは、とても効果があった、効果があったという方を入れると、ほとんど100%に近い方が非常にこの補助助かっていると思うんですけども、このコロナもなかなかそんな簡単には収束しないし、収束しても、その経済状況というのは、なかなかすぐには回復しないと思うんですけども、その場合、また半年ずつ延長していくお考えなんですか。

議 長 教育長。

教育長 今回、計上させてもらったのは、給食費、それから、あと、教材費というような形の中で、保護者のほうからアンケートを取った結果、非常に効果があったということで、今はコロナも収束に向かっていないというような状況の中、あともう一度半年、何とか支援できないかということで、今回計上させていただきました。

今後どうするかということなんですけども、感染状況によって、あるいは、国からの支援の状況によっても変わるかというふうに思いますけども、これはいつまでもできるものではありません。

そういった中では、今後、教育委員会の中で考えていますのは、困窮して

いる世帯、特に例えば準要保護だとか、そういった世帯にピンポイントで支援できる、そういう制度を今は考えてございます。

ただ、これはすぐにはちょっと規則だとか、条例とか、そういった面がございまして、そういった面を今後考えていきたいということで、取りあえず、今、まだ家庭の中で困窮している、アンケートの結果でも非常に効果があったということの中で、給食費については6か月間補助、それから、今年度にかかる教材については補助というような形で、今回提案させていただいたということでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 本当に困窮している方に支援の手が差し伸べられるということは、非常に重要なことなんですけれども、これやめるタイミングって非常に難しいと思うんですけれども、これはあれなんです、今のお話を伺っていると、町独自ではなくて、国の支援がここに投入されるということなんです。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 議員のおっしゃるとおり、これは地方創生の臨時交付金を対象としてございます。

議 長 副町長。

副 町 長 その後なんですけれども、状況を見た中で町長のほうでも、町独自で、町の積立金等を取り崩しても継続しなければいけない場合は継続していきたいというふうに考えてございます。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、もう一点なんですけれども、9ページの、先ほどの連合自治会の運営助成金1,015万8,000円なんですけれども、これは先ほどお話を伺っていると、今まで中止されていたイベントを縮小してでも実施していただきたいということで、業者に依頼するなどというような例が挙がってございましたけれども、これは人件費でも物品でも制限はしない、何にでも使えるということなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 特にこういったようなコロナ禍の中ですから、様々な自治会があります。

ですから、自治会の中で自由に使っていただくように、仮に今回、イベントがやはり令和3年もやらないということであれば、令和4年のほうに繰り越していただいて使っていただければというふうに思っておりますので、特にどういったような使い方というような制限は設けておりません。

議 長 よろしいですか。

石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、計算すれば分かるんですけども、一つの自治会に100万円以上の支援が行くのかなと思うんですけども、これは、じゃあ今年度に使っちゃわなきゃというものではなくて、その需要があったときに使うということで、積立てに回してもいいということですね。

議 長 町長。

町 長 今のところ、六つの連合自治会のほうに100万円プラス世帯数ですね、それにプラスして渡せないかということで、それはやはり自治会の数も違いますし、様々なのがありますから、基本的には基礎ベースが100万円で、その上に、あとは世帯割というふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 これが補正で出てきた理由というのはどうなのでしょう。

議 長 町長。

町 長 やはり、このコロナというのは、なかなか暮れのときには、当然2月に緊急事態が発令されて、それで収まるんじゃないかというふうに考えておりましたけれども、しかし、これがまた長引くというような、あるいは新しい変異体という、変異株ということですから、この令和3年も同じように、またいろいろなイベントとか、そういったものができなくなるのではないかと。ですから、そういったことをできるように考えていただくきっかけになると、ありがたいかなというふうに思っています。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸です。

13ページの先ほどの生涯学習センター、ちょっとライブ映像システムについて伺っておきたいんですが、視聴覚ホールと多目的ホールの関係とおっし

やいましたけど、あともう一つ、楽屋にもモニターがあるんですよね。そこを今までつながってなかったのですが、そういうところも、この際だからということでつながるようになるのでしょうか。ちょっと細かい部分ですので伺っておきます。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 楽屋というのは、舞台の裏の和と洋の楽屋のことですよね。そちらには一応、映るようには考えておりません。今回は、地方創生臨時交付金を活用させていただくということで、コロナ対策ということもありまして、一番主に考えているのは外に配信できるライブ配信システム、そちらを一番主に考えて、それが視聴覚ホールと多目的ホールでも見れるというような、そういったものをプラスしているものですので、一応、楽屋のほうは考えておりません。

議 長 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 すみません。それは確かにそうなんですけど、これからコロナが長く続くことによって、なぜかといいますと、袖が密になるんですね。楽屋に出演者が、町民の方などいっぱい行った場合ですね、その時間によって、それを見ながら自分で調節できるので、そこまでできれば、これからいろんなものを運営していくのにも、いい一つの考え方ではないかなと思いますので、また御検討を。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 どこの部屋も一緒だと思いますけど、今後の検討とさせていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12 番 富 田 12 番、富田陽子議員。

12 番 富 田 11 ページの商工業振興費の中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金、これ昨年度も様々な助成金を出していただいていたかと思うんですけど、今回のこの助成金というのは、昨年度の実績に対して困窮されている事業者に対しての助成という感じなんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらのほう、中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金として、3,500

万円とございます。大きく分けまして、こちらの中には、二項目の支援の内容を乗せさせてもらっています。

一つは、昨年5月補正でやらせていただきました支援助成金、対前年比20%以上の減額というものでした。20~50%ですかね。今回につきましては、一応20%以上の減額ということをご想定しておりますが、対前年はもう既に影響が出ていたこともあるでしょうと想定しまして、前年度及び前々年という形の2か年の状況で判断させてもらうための支援でございます。

こちらについては、昨年は、国のほうの持続化給付金というのがございました。今のところ、国の制度はございませんので、ある程度、カバーできるものを置くという形で計上させていただいているものです。

それと、もう一つが、町版の持続化の補助金という昨年10月補正でやらせていただいたものと同じなんですが、こちらのほうの予算枠の拡充という形で考えております。

以上です。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 前年対比、前々年対比ということは、去年助成を受けた事業者も、もう一回、対象に受けられるということによろしいのでしょうか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 おっしゃるとおりです。一応、昨年ももらっても、また影響が出ているところもあると思いますので、複数年という形で対象になると思っております。

議長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

同じページの観光費なんですけれども、機器購入費に、ひだまりの里の動画配信機器というような御説明があったと思うんですけども、空調についてはコロナの関係なのかなと理解はできるんですけども、この動画配信機器はどのような使い方をされるんでしょう。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 現状でいきますと、コロナ禍の影響がどこまで続くかというのは、まだ

見えていない状態ではありますが、何らかの形でイベントという形も視野に入れていかなきゃいけないと考えております。

その中で、例えば、これからのことを想定するのでしたならば、秋に向けての紅葉のほうの紅葉の関係であったりとか、また1年後になってしまうかもしれませんが、桜であったりとか、そういったものを映像を録って配信などができないかなと、そういうことを考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、町外に対して、山北のすばらしい景色を配信するというのですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 一応、こちらのほう、町外への配信等はもちろんなんですけど、現状でいいますと、もうちょっと活用方法はほかにもあるかなと考えております。

例えば、ソーラン山北であります。ソーラン山北も2年連続で中止という形になっておりまして、イベントのほうの内容というか、踊りの継承ですね、そういったものも、やはりちょっと視野に入れていかなければならないと。そこら辺をちょっとカバーできればなという考えも持っておりますので、そこら辺も配信できればと考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、この配信機器というのは、ひだまりの里に設置というか、置いておくわけですよ。違うんですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 すみません。機器の購入費という形になって、予算項目としては1本となっていますが、大きく分けると、ひだまりの里に設置する空気清浄機、それ以外に、こちらのイベント動画用の配信をするための機器という形の2種類になっております。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第32号を採決いたします。
原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第33号 令和2年度町道谷戸北畑線災害復旧工事（繰越明許）請負契約の締結についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第33号、令和2年度町道谷戸北畑線災害復旧工事（繰越明許）請負契約の締結について。

令和2年度町道谷戸北畑線災害復旧工事（繰越明許）の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和2年度町道谷戸北畑線災害復旧工事（繰越明許）。
- 2、契約の方式。指名競争入札による契約。
- 3、契約金額。一金1億3,464万円也（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,224万円）。
- 4、契約の相手。足柄上郡山北町湯触549番地。株式会社磯部組。代表取締役 磯部春男。

令和3年4月27日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、町道谷戸北畑線災害復旧工事（繰越明許）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうで説明いたします。

議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長 それでは、議案第33号 令和2年度町道谷戸北畑線災害復旧工事（繰越明許）請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本工事は、令和元年10月12日に台風第19号の影響により被災しました河川護岸と盛土部擁壁の2段ブロック積擁壁のうち、盛土部分の復旧をするものでございます。

参考資料といたしまして、皆様のお手元に図面と現況写真を御用意させて

いただきましたので、A3判の資料のほうを御覧をいただきたいと思います。

今回の工事は、資料の左側にあります計画平面図と標準横断図のうち、赤色で着色した部分を施工するものでございます。

資料の右側の写真のほうを御覧ください。

下線の護岸につきましては、神奈川県での施工によりまして、大型ブロック積擁壁で既に復旧されており、先月末で工事も完了しております。

また、昨年10月15日に神奈川県と締結しました協定に基づきまして、負担金や工事費の事務手続も既に終えております。

今回の工事概要でございますが、工事延長は89.3メートルになります。県で施工しました大型ブロック積擁壁の上部に、補強土壁工、ジオテキスタイルと言いますけれども、517平米施工します。その両端部には、ブロック積擁壁工を合わせて53平米施工いたします。また、補強土壁の天端には、U型側溝を80メートル施工いたします。

以上が主な工種でございます。

なお、工期末につきましては、令和3年12月24日を予定してございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第33号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第33号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和3年第2回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので、閉会いたします。

なお、2時45分から401会議室において全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。(午後2時30分)